

## 〈注意事項〉

1. この書類は、所在地が町の場合は管轄する健康福祉事務所に介護保険法による指定書の写し（介護保険事業者番号10桁が明記された書類）を添付し、提出してください。（お手元に指定書が届いていない場合は添付不要です。）
2. 貴機関等が指定された場合には、指定通知書により通知します。

## 〈記載要領〉

1. 介護老人保健施設または介護医療院が申請する場合には、その施設について記載してください。  
介護予防事業者については居宅介護事業者と、地域包括支援センターについては居宅介護支援事業と、同じ取扱いとします。
2. 「名称」は、略称等を用いることなく、介護保険法による開設許可または指定を受けた正式な名称を用いて記載してください。
3. 「管理者氏名」は、介護保険法等の規定に基づき配置した管理者の氏名を記載してください。
4. 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設または訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正してそのすべてを記載してください。
5. 「施設または実施する事業の種類」欄は、今回申請する事業について、該当する欄すべてに「○」を記載してください。
6. 「既指定の年月日」欄は、既に本法による指定を受けている事業等につき、その指定を受けた年月日を記載してください。  
なお、介護保険法施行法等関係法令の規定に基づき指定があったものとみなされたものについては、「12. 4. 1」と記載してください。
7. 「介護保険法の指定を受けている事業等」欄は、該当する欄に介護保険法の指定または開設許可を受けた年月日および介護保険事業者番号を記載してください。  
なお、介護保険法施行法等関係法令の規定に基づき指定があったとみなされたものについては、「指定等年月日」欄に「12. 4. 1」と記載してください。
8. 介護保険において平成18年4月1日に指定があったものとみなされたものについては、「18. 4. 1」と記載してください。  
「介護サービス費以外に必要な利用料の額」欄は、※1※2について申請する場合のみ記載ください。また、申請の際には、利用料等の確認できるパンフレット等を持参ください。  
※1について  
入居に係る利用料（家賃、敷金等）の額を記載してください。  
入居に係る利用料は、「住宅扶助により入居できる額」となっています。  
住宅扶助基準額については、各福祉事務所にご確認ください。  
※2について  
食事および居住費・滞在費の額を記載してください。  
食事および居住費の負担限度額は、「利用者負担第1段階」を適用することとなります。
9. 申請者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名および主たる事業所の所在地を記載してください。